

## 上場会社の決定事実

法	金融商品取引法
施行令	金融商品取引法施行令
取引規制府令	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
特定上場会社等	上場会社等であって、当該上場会社等に係る直近の有価証券報告書に含まれる最近事業年度の損益計算書において、関係会社に対する売上高（製品売上高及び商品売上高を除く）が売上高の総額の 80%以上であるもの（いわゆる純粋持株会社、取引規制府令 49 条 2 項）
連動子会社	上場会社等が発行する株式であって、その剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式についての当該特定の子会社（取引規制府令 49 条 11 号、施行令 29 条 8 号）

	重要事実	軽微基準
1	株式・新株予約権の引受人の募集（法 166 条 2 項 1 号イ）	払込金額の総額が 1 億円未満であると見込まれること（取引規制府令 49 条 1 項 1 号イ）
2	資本金の額の減少（法 166 条 2 項 1 号ロ）	なし
3	資本準備金または利益準備金の額の減少（法 166 条 2 項 1 号ハ）	なし
4	自己株式の取得（法 166 条 2 項 1 号ニ）	なし
5	株式無償割当てまたは新株予約権無償割当て（166 条 2 項 1 号ホ）	a) 株式無償割当ての場合 株式無償割当てにより 1 株に対し割り当てる株式の数の割合が 10%未満であること（取引規制府令 49 条 1 項 2 号イ） b) 新株予約権無償割当ての場合 行使価額の合計額が 1 億円未満であると見込まれ、かつ、新株予約権無償割当てにより 1 株に対し割り当てる新株予約権の目的である株式の数の割合が 10%未満であること（取引規制府令 49 条 1 項 2 号ロ）

	重要事実	軽微基準
6	株式の分割（法 166 条 2 項 1 号へ）	株式分割により 1 株に対し増加する株式数の割合が 10%未満であること（取引規制府令 49 条 1 項 3 号）
7	剰余金の配当（法 166 条 2 項 1 号ト）	前事業年度の配当額からの増減額が 20%未満であること（取引規制府令 49 条 1 項 4 号）
8	株式交換（法 166 条 2 項 1 号チ）	a) 完全親会社となる場合 次のいずれかに該当すること ① 完全子会社となる会社の最近事業年度末日における総資産の帳簿価額が完全親会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度末日における純資産額の 30%未満であり、かつ、完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が完全親会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度の売上高の 10%未満である場合（取引規制府令 49 条 1 項 5 号イ） ② 子会社との間で行う株式交換（取引規制府令 49 条 1 項 5 号ロ） b) 完全子会社となる場合 なし
9	株式移転（法 166 条 2 項 1 号リ）	なし
10	株式交付（法 166 条 2 項 1 号ヌ）	株式交付子会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社（特定上場会社等である場合はその企業集団）の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満であり、かつ、株式交付子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社（特定上場会社等である場合はその企業集団）の最近事業年度の売上高の 10%未満であること（取引規制府令 49 条 1 項 5 号の 2）
11	合併（法 166 条 2 項 1 号ル）	a) 吸収合併存続会社となる場合 次のいずれかに該当すること ① 合併による会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の資産の増加額が当該会社の最近事業年度末日における純資産額の 30%未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する事業年度および翌事業年度の各事業年度においてい

	重要事実	軽微基準
		<p>いずれも当該合併による当該会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 49 条 1 項 6 号イ）</p> <p>② 完全子会社との合併(取引規制府令 49 条 1 項 6 号ロ)</p> <p>b) 消滅会社となる場合、新設合併の場合 なし</p>
12	会社分割（法 166 条 2 項 1 号ヲ）	<p>a) 分割会社となる場合</p> <p>最近事業年度末日における会社分割に係る資産の帳簿価額が当該会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の同日における純資産額の 30%未満であり、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度および翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による当該会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 49 条 1 項 7 号イ）</p> <p>b) 承継会社となる場合</p> <p>会社分割による会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の資産の増加額が当該会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度および翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による当該会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 49 条 1 項 7 号ロ）</p>
13	事業譲渡または譲受け（法 166 条 2 項 1 号ワ）	<p>a) 事業譲渡の場合</p> <p>最近事業年度末日における当該事業譲渡に係る資産の帳簿価額が会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の同日における純資産額の 30%未満であり、かつ、当該事業譲渡の予定日の属する事業年度</p>

	重要事実	軽微基準
		<p>および翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による当該会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 49 条 1 項 8 号イ）</p> <p>b) 事業譲受の場合</p> <p>① 事業譲受けによる会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満であると見込まれ、かつ、当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度および翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる当該会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 49 条 1 項 8 号ロ）</p> <p>② 完全子会社からの事業の譲受け（取引規制府令 49 条 1 項 8 号ハ）</p>
14	解散（合併による解散を除く）（法 166 条 2 項 1 号カ）	なし
15	新製品または新技術の企業化（法 166 条 2 項 1 号コ）	<p>新製品の販売または新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品または新技術の企業化による会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売または新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 49 条 1 項 9 号）</p>
16	業務上の提携または業務上の提携の解消（法 166 条 2 項 1 号タ、施行令 28 条 1 号）	<p>a) 業務上の提携</p> <p>業務上の提携の予定日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による会社（特定上場会社等の</p>

	重要事実	軽微基準
		<p>場合はその企業集団)の売上高の増加額が最近事業年度の売上高の10%未満であると見込まれ、かつ、次の①から③までに掲げる場合においては、当該①から③までに定めるものに該当すること(取引規制府令49条1項10号イ)</p> <p>① 業務上の提携により相手方会社の株式等を新たに取得する場合は、新たに取得する当該相手方会社の株式等の取得価額が会社(特定上場会社等の場合はその企業集団)の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少ない金額の10%未満であると見込まれること</p> <p>② 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合は、新たに当該相手方に取得される株式の数が会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の5%以下であると見込まれること</p> <p>③ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合(当該新会社の設立が子会社の設立に該当する場合を除く)は、新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率を乗じて得たものがいずれも会社(特定上場会社等の場合はその企業集団)の最近事業年度の末日における純資産額の30%未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも当該会社(特定上場会社等の場合はその企業集団)の最近事業年度の売上高の10%未満であると見込まれること</p> <p>b) 業務上の提携の解消</p> <p>業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による会社(特定上場会社等の場合はその企業集団)の売上高の減少額が最近事業年度の売上高の10%未満であると見</p>

	重要事実	軽微基準
		<p>込まれ、かつ、次の①から③までに掲げる場合においては、当該①から③までに定めるものに該当すること（取引規制府令 49 条 1 項 10 号イ）</p> <p>① 業務上の提携により相手方の会社の株式等を取得している場合は、取得している当該相手方の会社の株式等の帳簿価額が会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少ない金額の 10%未満であること</p> <p>② 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合は、当該相手方に取得されている株式の数が会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の 5%以下であること</p> <p>③ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立している場合は、新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが当該会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度の売上高の 10%未満であること</p>
17	<p>子会社の異動を伴う株式等の譲渡・取得（法 166 条 2 項 1 号イ、施行令 28 条 2 号）</p>	<p>次に掲げる子会社（連動子会社を除く）の異動を伴うものであること</p> <p>① 子会社または新たに子会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満であり、かつ、当該子会社または新たに子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度の売上高の 10%未満である子会社（取引規制府令 49 条 1 項 11 号イ）</p> <p>② 新たに設立する子会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日にお</p>

	重要事実	軽微基準
		ける総資産の帳簿価額がいずれも会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度の末日における純資産額の30%未満であると見込まれ、かつ、当該各事業年度における売上高がいずれも当該会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度の売上高の10%未満であると見込まれる子会社（取引規制府令49条1項11号口）
18	固定資産の譲渡・取得（法166条2項1号タ、施行令28条3号）	<p>a) 固定資産の譲渡 会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が当該会社の同日における純資産額の30%未満であること（取引規制府令49条1項12号イ）</p> <p>b) 固定資産の取得 固定資産の取得価額が会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度の末日における純資産額の30%未満であると見込まれること（取引規制府令49条1項12号ロ）</p>
19	事業の全部または一部の休止・廃止（法166条2項1号タ、施行令28条4号）	事業の全部または一部の休止または廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止または廃止による会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の売上高の減少額が最近事業年度の売上高の10%未満であると見込まれること（取引規制府令49条1項13号）
20	金融商品取引所に対する上場廃止の申請（法166条2項1号タ、施行令28条5号）	なし
21	認可金融商品取引業協会に対する店頭登録取消の申請（法166条2項1号タ、施行令28条6号）	なし
22	認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券としての指定取消の申請（法166条2項1号タ、施行令28	なし

	重要事実	軽微基準
	条7号)	
23	破産手続、再生手続または更生手続開始の申立て（法166条2項1号タ、施行令28条8号）	なし
24	新たな事業の開始（新商品の販売または新たな役務の提供の企業化を含む）（法166条2項1号タ、施行令28条9号）	新たな事業の開始の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の売上高の増加額が最近事業年度の売上高の10%未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の10%未満であると見込まれること（取引規制府令49条1項14号）
25	防戦買いの要請（法166条2項1号タ、施行令28条10号）	なし
26	預金保険法74条5項の規定による申出（法166条2項1号タ、施行令28条11号）	なし